

【4号（指定された災害等により影響を受けていること）】

概要	突発的災害(自然災害等)の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者を支援するための措置。
認定要件	指定を受けた地域において1年以上継続して事業を行っており、指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る影響を受けた後、最近1ヶ月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる中小企業者。
必要書類	<p>(1) 認定申請書（厚木市用）及び売上高推移比較表</p> <p>(2) (法人の場合) 法人登記事項証明書 (個人の場合) 直近の所得税確定申告書類の写し</p> <p>* 許可等を必要とする業種の場合は、上記のほかに許可書等も必要となります。なお、上記の書類にて、厚木市内での事業実体が確認できない場合は、確認できる書類の提出を求めることがあります。</p> <p>(3) 最近1か月間及びその翌月以降の2か月間並びに前年同期3か月間の売上高等が確認できるもの。</p> <p>(例) 月別試算表（月別損益計算書）、売上台帳など</p> <p>* 翌月以降の2か月分については、受注残高表など売上高等が類推できる書類</p> <p>※ 指定を受けた災害等の発生により、経営に生じた影響及び今後の見通し等について、窓口で詳しくお聞きします。その事実を証明する書面等があれば添付し、経営状況を把握している方が申請にお越しくください。</p>
注意事項	<p>災害の指定については、関東経済産業局産業部中小企業金融課（048-600-0425）又は神奈川県信用保証協会厚木支店（046-221-0633）にお問い合わせください。</p> <p>なお、各業種の詳細な内容については、総務省のホームページ（http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm）の日本標準産業分類（平成25年10月改訂）でもご確認いただけます。</p>

※ 現在の指定災害等は、中小企業庁のホームページでご確認ください。

※ 本認定は信用保証の審査を受けていただくためのものであり、認定によって神奈川県信用保証協会の信用保証の審査がそのまま通るものではありません。